令和５年度寒河江市婚活サポート補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、出会いの機会の創出及び結婚の促進を図るため、結婚を希望する独身の男女がやまがたハッピーサポートセンター及び結婚相談所（以下「婚活事業所」という。）を利用するために要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成６年市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　結婚相談所　結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。

⑵　会員登録料　やまがたハッピーサポートセンターの会員登録料をいう。

⑶　初期費用　結婚相談所の利用に要する入会費、登録料及び初月利用料をいう。

⑷　成婚料　成婚に至った場合に結婚相談所に支払う料金をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

⑴　本市に住所を有する者であること。

⑵　市税等を滞納していない者であること。

⑶　外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）

その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、婚活事業所を利用するために要する経費のうち、次に掲げるものとする。

⑴　会員登録料のうち、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに支払いのあったもの

⑵　初期費用のうち、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに支払いのあったもの

⑶　成婚料（初期費用に係る本補助金を受ける者に限る。ただし、令和４年度寒河江市婚活サポート補助金において、初期費用に係る補助金を受けた者のうち、成婚料に係る補助金を受けていないものを含む。以下同じ。）のうち、初期費用に係る補助金（令和４年度寒河江市婚活サポート補助金を含む。）の交付の申請をした日から令和６年３月３１日までに支払いのあったもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費。この場合において、補助金の交付の対象となる支払期間については、前３号の規定を準用する。

２　補助金を受けることができる回数は、前項各号の補助対象経費につき、それぞれ１回限りとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の区分に応じて次に掲げる額とする。

⑴　会員登録料　補助対象経費全額又は１万円のいずれか低い額以内の額

⑵　初期費用　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は３万円のいずれか低い額以内の額

⑶　成婚料　補助対象経費全額又は１０万円のいずれか低い額以内の額

⑷　前条第１項第４号に規定する経費　初期費用に係るものは第２号に規定する額以内の額とし、成婚料に係るものは前号に規定する額以内の額とする。

（補助金の交付の申請等）

第６条　前条第１号、第２号及び第４号（初期費用に係るものに限る。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、規則第５条の規定にかかわらず、令和５年度寒河江市婚活サポート補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、令和６年３月３１日までに市長に提出しなければならない。

⑴　婚活事業所の事業内容を確認できる書類（パンフレット、チラシ等の写し）

⑵　補助対象経費に係る領収書等の写し

⑶　住民票の写し

⑷　振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人を確認できるもの。以下同じ。）

⑸　市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第２号）

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

２　前条第３号及び第４号（成婚料に係るものに限る。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、規則第５条の規定にかかわらず、令和５年度寒河江市婚活サポート補助金（成婚料）交付申請書兼実績報告書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、婚姻をした日から令和６年３月３１日までに市長に提出しなければならない。

⑴　成婚料の金額等を確認できる書類（パンフレット、規約等の写し）

⑵　成婚料の支払いに係る領収書等の写し

⑶　婚姻に係る受理証明書

⑷　住民票の写し（世帯員全員のもの）

⑸　振込先口座の通帳の写し（前項の規定により提出した内容から変更する場合に限る。）

⑹　市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第２号）

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、規則第１４条に規定する実績報告とみなし、審査その他必要な調査を行った上で、交付の可否を決定し、寒河江市婚活サポート補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第４号）又は令和５年度寒河江市婚活サポート補助金不交付決定通知書（様式第５号。以下「不交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（状況の調査）

第８条　市長は、必要があると認めたときは、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し婚活事業所の利用状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑵　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

⑶　この要綱に違反する行為があったとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、その他市長が相当の理由があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（帳簿等の保管）

第１０条　規則第２２条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に成婚料に係る補助金の交付決定の通知を受けた者に係る改正前の要綱の第９条の規定による実績報告書の提出については、なお従前の例による。